

2018年5月17日 全3頁

# 株主総会集中度の低下に限界感

## 6月株主総会の特定日への集中度は、30%程度が低下の限度か？

政策調査部  
主任研究員 鈴木裕

### [要約]

- 2018年3月決算会社の定時株主総会が、最も集中するのは6月28日で、3月決算会社のおよそ30%がこの日に総会を開催する予定である。
- 集中日を避けて定時株主総会を開催する動きが広がってきたが、今年は昨年よりも集中度が微増した。
- 第五集中日までの集中度は、およそ85%で低下傾向は緩やかだ。ある特定の一日に集中することはなくなっているが、数日の間に集中的に開催される傾向は、今も続いている。
- 7月開催を含めて一層の分散化を期待する声もある。

### 株主総会開催日の分散化に限界か

3月末決算会社（東証1部、2部、マザーズ、JASDAQ）の定時株主総会開催日が概ね判明した。3月決算会社（ほとんどは31日決算であるが、15日決算、20日決算、25日決算がそれぞれ若干ある）のうち、31日決算の場合、定時株主総会は、6月下旬に開催されるのが普通だ。開催日の設定に関しては、一定の実務慣行があり、これに従う形で多くの会社が同一の日に集中的に開催することが長く続いていた。株主総会を集中日に開催する会社の比率が最も高かったのは1995年の96.2%であったが、その後急速に低下し、2008年に48.1%、2009年に49.3%となり、2010年には42.6%まで下がった。その後2013年までは42%程度で推移していたが、2014年に38.7%となり、初めて4割を割った。2015年には41.3%に上がったが、2016年は32.2%となり、劇的に低下した。2017年に29.7%となり初めて30%を下回り、集中日というほどでもないような状況にまでなった。

しかし、2018年は、これまで(5月17日時点)に総会開催日が判明した2,271社の集計で30.91%(702社)となっており、集中度は下がりきったようにも思える。

図表 1 : 3 月末決算会社の定時株主総会開催日の分布状況

日	月	火	水	木	金	土
	5月中				1	2
	2				0	0
	0.09%				0.00%	0.00%
3	4	5	6	7	8	9
0	0	1	0	0	0	0
0.00%	0.00%	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
10	11	12	13	14	15	16
0	2	4	5	18	36	6
0.00%	0.09%	0.18%	0.22%	0.79%	1.59%	0.26%
17	18	19	20	21	22	23
2	10	53	97	132	354	25
0.09%	0.44%	2.33%	4.27%	5.81%	15.59%	1.10%
24	25	26	27	28	29	30
3	31	351	427	702	10	0
0.13%	1.37%	15.46%	18.80%	30.91%	0.44%	0.00%

(出所)東京証券取引所「上場会社情報」をもとに大和総研作成

## 株主総会集中日を決める慣行

3 月末決算会社の株主総会の集中日は、次の二つの実務慣行によって決まる。

- ・6 月の最終営業日の前営業日であること
- ・当該日が月曜日である場合は、前週の金曜日

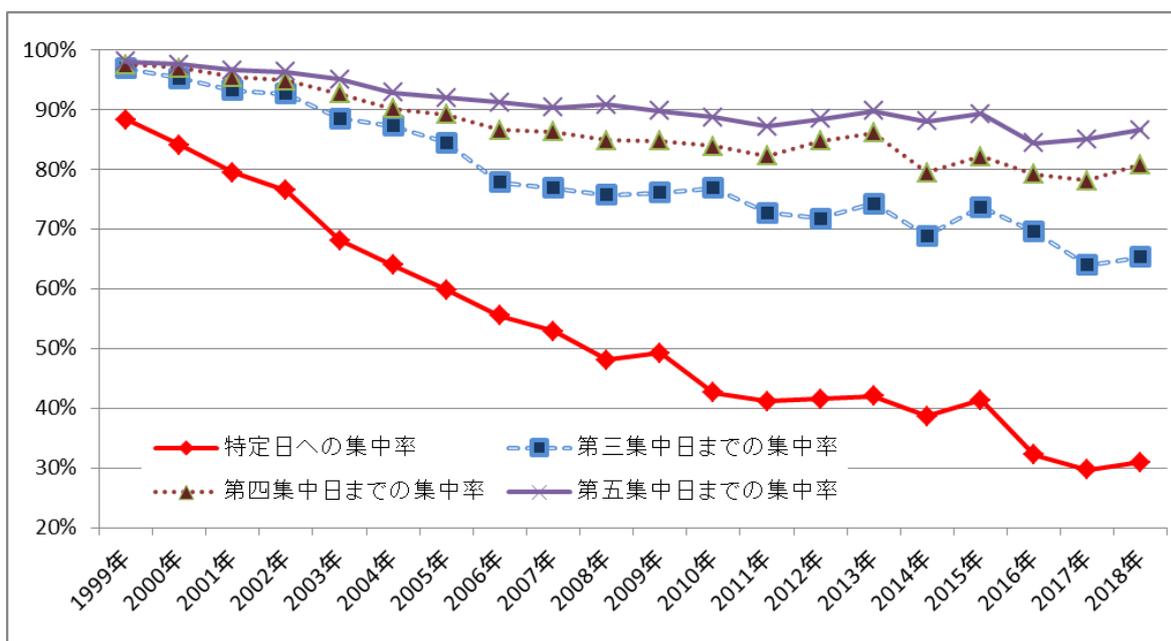
最終営業日に開催すると、総会が紛糾し翌日にずれ込むなどして 6 月中に終了できなくなるかもしれない。また、月曜日にすると郵送されてくる議決権行使書面の集計が開催時間に間に合わない恐れがある。このように実務的な理由なので、各社それぞれの事情によっては心配する必要がないところもあり、6 月最終日開催の例もあれば、月曜日の開催も見られないではない。

集中開催をしていたのは、いわゆる「特殊株主」の参加を難しくして、株主総会が荒らされないようにするためだった。しかし、会社から株主への利益供与が禁止され、また利益の要求が禁止されるようになるとともに、警察の取り締まりが強化されたこともあって、集中開催する必要性は相当薄くなっている。集中開催によって、複数の株主総会への参加が難しくなるのは他の株主も同様であるから、一般株主の参加を増やそうとするなら集中日を外して総会を開催するのが効果的だろう。総会への参加者を増やすために、土曜日や日曜日に開催する会社もあるが、総会運営に携わる従業員には、時間外労働となるし、休日には各種イベントが開催されるので、平日よりも会場を確保しにくくなるかもしれない。

## 一層の分散化は？

6月に開催される定時株主総会の開催日は、かなり分散されるようになってきたが、それでも2,000社を超える上場会社が短い間に集中的に総会を開催していることに変わりはない。第五集中日までに総会を開催した割合は、85%程度と高い。株主総会が6月下旬に詰め込まれる状況を変えるには、開催日を前倒しにするか、後ろ倒しにするかだが、決算の手続きに時間を要することを考えると、7月開催の可能性を探ることとなる。

図表 2：6月開催の定時株主総会開催日の分布状況



(出所)2017年までは東京証券取引所「定時株主総会開催日(2017年、過去分)」、2018年は図表1の大和総研集計をもとに大和総研作成

経済産業省の「株主総会のあり方検討分科会」では、2015年3月に「これまでの意見整理」を取りまとめており、その中では、「なお、機関投資家からは、1週間でも株主総会開催日が後ろ倒しになれば有益との意見や7月や8月ぐらいが負担軽減や他の影響からも望ましいとの見方が示された。」との意見が紹介されている。「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」からも2015年4月に、「基準日を決算日以降の日に定め、その3ヶ月以内に株主総会を開催。例えば、4月末に基準日を設定した場合は7月末まで、5月末に基準日を設定した場合は8月末までに株主総会を開催すればよい。」との考え方を示す報告書が出されている。

株主総会は基準日から3ヶ月以内に開催する必要があるが、2018年3月決算会社で基準日を決算日とせず、7月に総会を開催する例は見られない。株主総会を一層分散化するには、そのような対応も今後期待されるかもしれない。